

# 令和8年度医工連携人材育成講座企画・運営業務委託 業務仕様書

## 1 事業の目的

景気変動の影響を受けにくく、需要が安定しており市場の拡大も見込める医療機器産業は、自動車の電動化等を踏まえた自動車関連企業をはじめとする県内ものづくり中小企業の業態転換先としても有望な分野の一つであるが、他分野に比べて許認可等の参入障壁が高いことなどが課題となっている。

本事業を通じて、医療機器分野での事業化に必要な基礎的な知識を体系的に学ぶことができる機会を提供することにより、県内のものづくり中小企業等による医療機器産業への参入及び事業拡大につなげる。

## 2 委託業務の内容等

(1) 業務名 令和8年度医工連携人材育成講座企画・運営業務委託

(2) 契約期間 契約の日から令和9年3月5日（金）まで

(3) 業務内容

県内のものづくり中小企業による医療機器産業への参入及び事業拡大に向けて、医療機器の開発プロセスや、各プロセスの留意点などに関する全9回（うち講義7回、企業・工場見学会及びワークショップ各1回）の講座を企画・運営すること。

### ① 講座の企画

- ・三重県内のものづくり中小企業の経営者、開発担当者等を対象に、医療機器の開発から販路開拓まで事業化に必要な基礎知識を体系的に学ぶことができる講座を企画・運営すること。具体的なカリキュラムについては、受託者からの提案に基づき、三重県と協議の上決定することとするが、以下のアからエまでのテーマについては、必ず講義内容に含めること。

ア 医療機器産業における最新の動向

イ 医療機器分野への参入に必要な基礎知識（法制度の概要を含む）

ウ 医療機器製造販売業者・製造業者に求められるQMS（品質マネジメントシステム）

エ 医療機器に関する承認・認証・届出制度と手続きの実際

- ・講義は各回2時間程度とすること。
- ・受講対象企業は、三重県内に事業所等を有する中小企業10社から20社程度（1社2名程度）とすること。
- ・対面又はweb開催により実施するものとする。ただし、全9回のうち工場見学会を含む5回以上は対面により実施するものとする。
- ・医療機器製造販売業者および医療機器製造業者に求められるQMS（品質マネジメントシステム）について、理論と実務の両面から理解を深めることを目的として、企業・工場見学会を1回実施すること。企業・工場の選定、依頼状の作成や実施に向けた諸調整、当日の運営等の事務は受託者が行うこと。なお、企業への謝金等、現場見学会の実施に必要な一切の費用は委託費に含めること。
- ・企業・工場見学会の実施後、受講対象企業が品質マネジメントシステムに関する理解

を更に深められるよう、ワークショップ（質疑応答への対応を含む）を1回以上実施するものとする。

② 講座カリキュラム及びテキスト等の作成

- ・三重県と協議の上、各回の講義内容、目的、手法、時間割等をまとめた講座全体のカリキュラムを作成すること。また、カリキュラムに変更が生じた場合は、適宜、三重県と協議の上、確認を受けること。
- ・各講義の開催1週間前までに、講義に使用するテキスト・資料を作成し、三重県の確認を受けること。

③ 講師の選定及び日程調整等

- ・三重県と協議の上、講師を選定し、講師の日程調整、打合せを行うこと。
- ・講師には、医療従事者や研究者、医療機器メーカー・ディーラー関係者など、医療機器産業や医工連携に精通した者を充てること。
- ・講師に支払う謝金、交通費等、必要な一切の費用は委託費に含めること。

④ 受講者の募集及び管理等

- ・事務局として、受講者の募集、申込受付、受講決定、開催通知、出欠管理、問合せ対応等を行うこと。
- ・講座の募集案内及び参加申込書の様式を作成し、三重県の確認を受けること。

⑤ 講座会場の選定及び手配等

- ・三重県と協議の上、交通の利便性や駐車場の有無等を考慮し、講座会場を選定し、手配すること。
- ・会場使用料、運営に必要な機材や消耗品の費用は委託費に含めること。

⑥ 講座の運営

- ・講座当日は会場設営・撤去、受付、講師対応、司会進行、その他講座運営に係る一切の業務を行うこと。

⑦ 個別相談の実施

- ・講座当日は、医療機器産業への参入等について、受講者が個別に相談できる機会を設けること。
- ・相談内容について、講座当日の回答が難しい場合は、後日、受講者に対し個別に回答すること。

⑧ 受講者アンケートの実施

- ・各回の終了後、講義内容及び効果に関するアンケートを実施し、回答結果を整理した上で、講師及び三重県に報告するとともに、次回以降の講座に反映させること。
- ・アンケートの項目及び様式を作成し、三重県の確認を受けること。

(4) 委託業務に係る経費

委託料の範囲内で当該事業を行うものとし、対象経費は本事業の実施に真に必要なものに限ること。

### 3 委託業務に関する成果品の提出

(1) 委託業務完了報告書 1部（ワード、エクセル又はパワーポイントで作成したもの）

① 委託業務完了報告書

- ② 本業務において制作された資料等
  - ③ その他、三重県が成果品として提出を求めるもの
- (2) (1)の電子データ 1式

(3) 成果品の提出期限

成果品は、委託業務の完了の日から起算して10日以内又は契約終了日のいずれか早い日までに提出すること。

(4) 提出先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地 三重県庁8階

三重県雇用経済部新産業振興課成長産業・ライフノベーション班

#### 4 障がい理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応すること。

#### 5 個人情報の保護

本事業による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則があるため留意すること。

#### 6 特記事項

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 三重県に報告すること。
  - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (2) 受託者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じることとする。
- (3) 委託業務の実施に要した経費について、具体的な内訳が分かる書類及び支出を証する書類を添付すること。
- (4) 飲食に係る経費、及び事業に参加する企業等に対する賃金、交通費等は、本事業費の経費の対象としない。
- (5) この契約に係る会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後6年間の保存が必要である。

- (6) 事業の実施にあたっては、契約後、県から別途提示する「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領」を遵守すること。
- (7) 受託者は、参加企業の営業上及び技術上の情報等、業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

## 7 その他

契約書及び本仕様書に定めのない事項や業務詳細については、三重県と協議の上、業務を実施するものとする。